

<p>平成 29 年度第 2 回 公契約審議会</p> <p>平成 29 年 12 月 20 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分</p> <p>東 41 会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、中原委員、長坂委員
事務局	稲葉財務部長・榎本契約検査課長・長濱契約検査課長補佐・大山契約検査課長補佐
<p>契約検査課長</p> <p>財務部長</p> <p>会長</p> <p>課長補佐</p> <p>会長</p> <p>各委員</p> <p>会長</p> <p>課長補佐</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>契約検査課長</p> <p>財務部長</p>	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>挨拶</p> <p>資料 1 「前回審議会の確認事項について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 1）</p> <p>質問・意見ありませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。続いて資料 2 「事業者アンケート結果について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 2）</p> <p>アンケート結果について、よく考えて回答している方々がいるのだという印象を受けました。市の公契約条例に賛同するという姿勢が見えます。また、アンケート回答が経営者も理解して作成されているのであればいいと思います。</p> <p>注文書に公契約条例の追記をしたという事業者もいます。こういう取り組みをして効果が高いということであれば、市として推奨していくようなこともいいのかなと思います。</p> <p>実態として、まだ民間企業には公契約条例の理解が十分に広がっていないような気がします。</p> <p>委託業務には新たに最低制限価格が設定されたのでしょうか。</p> <p>また、委託業務の一部においても最低制限価格は以前から設けられていましたが、今回、特定公契約の対象となる業種について、新たに最低制限価格の対象を追加で設定することとしました。</p> <p>また、民間企業に条例の理解が進んでいないことについては、品質を確保しながら下請業者にも利益が配分されるように公契約の趣旨に沿った確認をしていくことが必要だと思います。</p> <p>発注に関しては、市内業者を優先しており、育成の重要性も考えています。条例の PR もしていきたいと考えています。</p>

委員	市長が公契約の趣旨をアピールしていくことも必要だと思います。
委員	条例の理解度について、元請業者と下請業者に差があるのは問題ではないでしょうか。
契約検査課長	入札公告の際に条例を周知していますが、下請けになるにしたがって周知度が落ちておりますので、同じ業者に複数回周知していくことが必要だと考えます。
委員	アンケート結果は他の業者に伝えてもいいものでしょうか。取扱いを教えてください。
契約検査課長	審議会の資料は公表していませんが、今回のアンケートは無記名で実施しており、他の業者に公表しても問題はありません。 また、昨年度の審議会において、長坂委員より労働環境確認書に賃金台帳等の証拠書類の添付を求めることは難しいという話がありましたが、今後、就業規則や36協定の提出を求めても影響はないかと思えますがいかがでしょうか。
委員	毎月の賃金台帳を確認することが本来かもしれませんが、まずは就業規則からでも提出させ確認することは必要ではないでしょうか。
契約検査課長	今年度の審議会で答申され、次年度以降に求めるのはいかがでしょうか。
委員	議決案件を落札するような業者であれば、よほどしっかりした業者であるし、逆に提出できないということはないと思います。
委員	答申書に入れる方向でいいと思います。
会長	続いて資料3「労働者の実態調査について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明（資料3）
委員	現場の労働者についても、条例の周知がよくされていると思います。
契約検査課長	現場での聞き取り形式であるため、構えられてしまう部分もあるようです。来年は労働者の本音が出るようなアンケートを検討したいと思います。
会長	続いて資料4「労働報酬下限額について」ですが、資料が多いため（1）～（3）に分けて事務局より説明したいと思います。まず、（1）「工事請負契約」について事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明（資料4（1））
委員	賃金構造の分析で25～29歳を抽出した理由を教えてください。
契約検査課長	20～24歳を外したのは未熟練者として整理できるからであり、25～29歳であれば、未熟練者を除いた最も若い年齢層で比較ができると考えました。

<p>会長</p>	<p>引き続き、(2)「工事請負以外の契約(委託業務契約・指定管理協定)」の説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐 会長</p>	<p>説明(資料4(2)) 労働報酬下限額と地域別最低賃金との差額について、三木市や加西市など人口がそれほど多くないにもかかわらず、労働報酬下限額が地域別最低賃金を50円以上上回るケースが出ています。また、渋谷区が26円、世田谷区が88円上回るというように、同じ東京23区内でも差が生じています。したがって、この差額については地域によってばらつきがあるということになります。</p>
<p>課長補佐 会長</p>	<p>この部分の議論については、後ほど行います。 引き続き、(3)「未熟練者・年金受給者等」について説明をお願いします。</p>
<p>課長補佐 会長</p>	<p>説明(資料4(3)) この部分は、工事における未熟練者・年金受給者等について、10月以降の労働報酬下限額が委託業務等より3円下回る状況になっており、現行の65%を70%に上げていくべきかどうか議論をしていきたいと思えます。 以上、資料4「労働報酬下限額について」事務局より説明をいただきました。 現在の経済情勢からみて労働報酬下限額を上げていくという基本方針になるかと思いますが、その方法や金額をこれから検討できればと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>(1)の工事請負契約の労働報酬下限額についてですが、初年度が設計労務単価×75%で始まったことを考えると、地域の活性化のためには、今後80%に向けて引き上げる議論は必要だと思います。ただし、中小企業を取り巻く環境を考えて、どうしていくかということを考えるべきです。</p>
<p>委員</p>	<p>引き上げることは必要だと思いますが、中小企業に対してどの程度負担がかかるのか分かりません。</p>
<p>委員</p>	<p>個人的には状況が整っていれば引き上げていくものだと思います。ただし、豊橋市の状況として、特定公契約の対象となる工事について、建築分野では該当する案件がある一方で、土木分野での該当はありません。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>市レベルでは、金額が1億5千万円を上回る土木工事の発注はほとんどありません。ただし、建築分野については、1億5千万円を上回る建築物が多いため、公契約条例の対象工事となります。</p>
<p>委員</p>	<p>土木分野は建築分野と比べて発注件数自体は多いものの、発注金額は</p>

<p>委員</p>	<p>建築分野と比べて少額となることが多いです。例えば、土木分野は基準を1億円にするなど特定公契約の対象工事の範囲を広げていくのはどうでしょうか。</p> <p>市内の業者になるべく大きな工事を受注してもらい、それを地域に還元してもらいたい気持ちはあります。土木分野について、金額設定も含めた新しい基準を設けてほしいと思います。</p>
<p>契約検査課長 会長</p>	<p>次回までに検討資料を揃えたいと思います。</p> <p>では、工事請負契約の労働報酬下限額については、設計労務単価に基づく算定を上向かせていくということの基本認識としますが、具体的な方法については、次回事務局より資料を出してもらい、可能であれば具体的な事項を答申に組み込むこととします。</p>
<p>会長 契約検査課長</p>	<p>続いて、(2) 工事請負以外の契約についてはどうでしょうか。</p> <p>補足説明をさせていただきます。(2)には多くの案件があり、除草や造園といった工事的要素が強いものと清掃などの最低賃金に近いようなものの2種類に大別されます。</p>
<p>会長</p>	<p>件数は11月末で40件あり、労働報酬下限額については最低賃金プラス15円という状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>業者を取り巻く状況がある中で、何を基準に労働報酬下限額を上げるのか考えなければなりません。</p>
<p>会長</p>	<p>(3) 工事における未熟練者・年金受給者等の労働報酬下限額について、平成29年度は883円であり、平成29年度10月以降の委託業務等の労働報酬下限額886円を3円下回っているとのことですが、この部分について、事務局よりもう少し説明をお願いします。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>未熟練者・年金受給者については、通常の単価を使った場合、特に年金受給者が排除されてしまう可能性が高いため、労働者を守るために低めの下限額としています。今回のように委託業務等の下限額と逆転してしまいましたが、建設工事で1,000円以下という賃金は実態ではなかなかないと思います。実態調査はしていませんので確約は取れませんが、下限額を70%に引き上げても大きな問題はないかと思います。</p>
<p>委員 契約検査課長</p>	<p>委託業務等の下限額886円の根拠は何でしょうか。</p> <p>地域別最低賃金では、愛知県は29年10月時点で871円となっています。この額に15円を足して886円としています。</p> <p>未熟練者・年金受給者等の下限額を委託業務等の下限額である886円と同額、又は70%である951円まで引き上げるかどうかという議論になると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>5%刻みではなく、もう少し細かい刻みで上げるというのはどうでし</p>

<p>委員 契約検査課長</p>	<p>ようか。もしくは、市臨時職員の 890 円くらいにはならないでしょうか。 1%上げた場合の 66%で計算した場合、いくらになるでしょうか。 896 円です。また、今は委託業務等が建設工事を逆転していますが、 来年 4 月から軽作業員単価は上がる可能性もあります。</p>
<p>委員</p>	<p>今回のように逆転現象が起こったときは、その分を調整するというの はどうでしょうか。地域別最低賃金ではプラス 15 円、未熟練者・年金 受給者等については 65%という形で一定の考え方がベースにあります。 したがって、答申書への記載として、例えば、労働報酬下限額について 未熟練者・年金受給者等が委託業務等を下回った際には調整を図るなど、 逆転現象が起こった際の考え方を文言として記載するのはどうでしょ うか。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より複数案提示してもらい、次回の審議会において検討するこ ととします。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて資料 4（4）「労働報酬下限額の変更」について事務局より説明 をお願いします。</p>
<p>課長補佐</p>	<p>説明（資料 4（4））</p>
<p>会長</p>	<p>本会としては答申を 2 月末に上げる予定ですが、30 年度の予算編成作 業は今年の夏にスタートしております。つきましては、答申内容を予算 に反映させるのは 1 年遅れでいいのか、補正予算などの点も含めて議論 したいと思います。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>補足説明させていただきますが、工事請負については、物価上昇など を見込んで予算を組むため、設計労務単価が 75%、80%に上がっても予 定価格には収まると思われます。ただし、落札率が上がるか、応札者が 減る可能性があります。一方、委託業務については、直接人件費が影響 するため、上昇分を見込んだ予算とし、答申の内容に沿ったものにする か、答申の内容を翌年の予算編成作業において反映させるか、どちらか になります。ただ、委託業務については、答申の内容を確実に翌年度の 予算に反映させることは難しいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>工事請負と委託業務で分けた考え方で予算編成作業が可能であれば、 受注者にとってはありがたいです。ただし、受注者にとって手間が増え る場合には留意してほしいです。</p>
<p>委員</p>	<p>業者としては、しっかりした仕様書等を市から出してもらえれば問題 ないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>予算対応の部分について、労働報酬下限額を最低賃金プラス 15 円と いう記載があります。市の臨時職員と同額、若しくは下回ることがあれ ばこの課題は無くなりますか。</p>

契約検査課長	無くなりません。市の臨時職員も特定公契約を意識して単価を設定しています。なぜなら、市が対外的に示している労働報酬下限額であるため、市が雇用する臨時職員の単価がそれを下回ることは問題だからです。
委員	資料中には最低賃金プラス 15 円にさらに上乘せという表現がされています。市の臨時職員賃金を勘案した場合 890 円、地域別最低賃金を勘案した場合の 886 円となっており 4 円の差があります。この差を埋めるような予算措置をするということはあるのでしょうか。
財務部長	どこまで予算を見込めるかという話になると思います。あまり見込み過ぎて予算が膨らむと予算編成が厳しくなります。1年遅れでいいということであれば、より正確な形で予算執行ができます。
委員	市が雇用する非正規労働者の問題については、地方自治法の改正で来年度から年度別の任期付職員という新しい雇用形態ができます。具体的には、ボーナス支給ができるようになるなど、市が雇用する非正規労働者の制度について新たな動きがあります。こういった動きを公契約のほうにも広げていくのか、バランスも重要になります。長坂委員のおっしゃったことも斟酌して判断すべきだと思います。
会長	続いて資料5「公契約に係る施策について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明（資料5）
委員	発注見通しの公表を毎月行っているところはどのくらいありますか。
契約検査課長	東北地方整備局では、災害時の公共工事を発注したにもかかわらず、なかなか受注者がいなかったということがありました。
	そこで、災害が起きたときに受注してもらえるシステム化を行い、中部地方整備局管内において、この取り組みへの参加が呼びかけられ、本市は積極的に手を上げさせてもらっています。管内では半分以上の発注者が参加しています。なお、見通しの公表単位は1年です。
委員	公共施設の総合管理計画も出ていますし、債務負担行為という手法もあるので、1年ではなく5年～10年分の見通しを出せたらよりいいと思います。
契約検査課長	国や県は発注レベルが大きいので、施工時期の平準化についても非常にいい数字が出ています。ただし、市町村レベルになると、国や県の補助金の内示が出てから動き出すため、4～6月の発注量についてなかなか国・県に追いつかないのが実状です。
会長	資料6「その他」ですが、第3回審議会が来年2月6日に予定されているので、よろしく願います。次回までに、答申案について事務局と整理しておきたいと思います。

各委員 契約検査課長	その他ご意見等はよろしいでしょうか (意見なし) これにて本日の審議会を終了いたします。
---------------	--